

定 款

日本プロセス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、日本プロセス株式会社と称する。
英文では、Japan Process Development Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) プロセス工業及びその関連産業に関するエンジニアリング、システム開発及びコンサルティング・サービス
- (2) コンピュータシステムの開発、販売及びコンサルティング・サービス
- (3) 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 前各号に付帯関連する事業

第 3 条 (本 店)

当社は、本店を東京都品川区に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 42,580,000 株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 9 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取り扱いは、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株主総会

第 1 0 条（基準日）

当会社は、毎年 5 月 3 1 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 1 1 条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集する。

第 1 2 条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役社長または代表取締役会長が招集し、その議長となる。議長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代る。

第 1 3 条（決議要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 1 4 条（参考書類等のインターネット開示）

当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第 1 5 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使できる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 16 条（員 数）

当会社は、9 名以内の取締役を置く。

第 17 条（選任方法）

取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 18 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 19 条（取締役会の招集）

取締役会は代表取締役社長または代表取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2. 議長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順位に従って、他の取締役がこれに代る。
3. 取締役会の招集通知は、取締役会の期日から 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発送する。
但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により取締役社長を置くほか、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役等の役付取締役を選任することができる。

第 21 条（取締役会規則）

その他取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規則」による。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 22 条 (員 数)

当会社は、4 名以内の監査役を置く。

第 23 条 (選任方法)

監査役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。

第 24 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第 25 条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 26 条 (監査役会の招集)

監査役会の招集は、監査役会の期日から 3 日前に各監査役に対して発送する。
但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

第 27 条 (監査役会規則)

その他監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合を除き、監査役会の定める「監査役会規則」による。

第 6 章 取締役及び監査役の責任免除

第 28 条（損害賠償責任の一部免除）

当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 29 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

第 30 条（剰余金の配当決定機関）

当社は、取締役会の決議により、会社法第 459 条第 1 項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

第 31 条（剰余金の配当の基準日）

剰余金の配当としての期末配当は毎年 5 月 31 日、中間配当は毎年 11 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

第 32 条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

付 則

1. 本定款に規定のない事項は、すべて法令の定めるところによる。
2. 本定款は、平成2年1月16日の株主総会において決議された日から施行する。
3. 第5条、第6条及び第7条については、平成2年2月20日より効力を発生する。
4. 平成2年8月30日、第8条及び第28条新設追加。
5. 平成3年8月28日、第4条及び第5条変更。
6. 平成4年8月24日、第8条、第10条及び第11条変更。
7. 平成6年8月30日、第17条、第18条、第19条、第22条変更。
第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、
第29条、第30条新設追加。
第24条から第28条までを第31条から第35条に繰り下げ変更。
8. 平成10年8月26日、第5条第1項変更、第5条第2項、第3項新設追加。
9. 平成14年8月28日、第6条、第35条を削除、第7条を第6条に繰り上げ変更。
第7条新設追加。
第5条、第9条、第10条、第15条、第16条、第18条第2項
第25条第2項、第26条、第32条、第33条変更。
10. 平成15年8月28日、第8条第3項変更
第14条第2項追加。
11. 第3条（本店）の変更については、平成16年9月1日より効力を発生する。
12. 平成16年8月26日、第6条新設追加。
第19条第2項を削除。
第6条から第34条までを第7条から第35条に繰り下げ変更。
13. 平成17年2月1日、第7条変更。
14. 平成17年8月26日、第2条第2項、第4条、第5条、第18条を変更。
15. 平成18年8月24日、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設などを実施。
16. 平成21年8月25日、株券電子化に伴い加除・修正を実施。
第7条削除。（以下繰り上げ）第7条2項削除。
第9条、第10条、第31条を修正。

17. 平成25年8月23日、第12条、第19条に株主総会及び取締役会の招集権者に代表取締役会長を追加。
18. 平成27年8月28日、会社法改正に伴い修正を実施。
第28条第2項を修正。
19. 平成28年8月26日、第2条を変更。
20. 平成29年12月1日、株式分割に伴い第6条を変更。
21. 平成30年8月24日、第16条を変更。
22. 令和2年8月27日、第3条を変更。